

昭和30・31年度固定資産税について

……よく読んで納税に御協力を……

……

昭和三十年年度の勝山市の固定資産税は今までの合併した町村の間でまち／＼であった評価の不均衡を改め適正な時価により評価を行い課税の公平を期するため 第一、二、三、期分の納付額は昭和二十九年年度の課税標準額に基き仮算定した税額とし、昭和三十年年度の評価により本決定された年税額から、一、二、三、期分を差引精算し、不足額を第四期分として納付して貰い過納額をも還しすることになつていきます。ここに昭和三十年年度の固定資産の評価方法並に何故この評価を改めたかについて大体の要点をお知らせし、皆さんの御理解と御協力をお願いします。

一、評価の方法

昭和三十年年度の評価は地方税法の規定によりまして自治庁長官が示す固定資産評価基準に基き評価をし平均価格は、昭和二十九年年度の県指示価格に基き評価しました。

県指示価格

とは、経済界の状況に応じて毎年自治庁長官の指示に基き県知事が指示する平均評価額をいふ市町村はこの指示価格に基いて評価しなければならぬことになつていきます。また市がこの指示された評価額より低く評価したときには地方交付税起債等を制限されることとなり財政上非常に不利を招くこととなります。

土地の評価

土地の評価は昭和二十九年年度の県指示価格に基き、次のように貸賃価格に地目別の評価倍数を乗じて評価致しました。尚昭和三十年年度の県指示価格は次表のよりに二十九年年度の二割五分増に通知されています。しかし昭和三十年年度の市の評価は此の三十年年度の県指示価格により評価すべきなのを皆さんの急激な税の負担を避ける為に前年度の指示価格に基き評価したわけです。

すなわち山林を例にとりますと県は貸賃価格の四千四百五十三倍の指示価格を評価額としているのですが、当市は前述のようなことを考へてその約七割九分をやつて評価額と

地目別	三十年度市の評価倍数	三十年度県指示価格
田	貸賃価格の 一、五〇〇倍	貸賃価格の 一、七五二倍
畑	貸賃価格の 一、八〇〇倍	貸賃価格の 二、一八八倍
宅地	貸賃価格の 一、〇〇〇倍	貸賃価格の 二、五三三倍
山林	貸賃価格の 三、五〇〇倍	貸賃価格の 四、四五三倍
原野 その他の土地	貸賃価格の 三、五〇〇倍	貸賃価格の 四、四四五倍

家屋の評価

家屋の評価は家屋の構造別、用途別に標準家屋を選定しまして工事の部分別に、基礎、土台、屋根、小屋組、柱又は腰軸組、造作、内壁、外壁、天井、床、庇、建具、附帯設備の施工仕上の状況に依り再建築費を算出し、此の標準家屋の再建築費に比率して各個の家屋の再建築費を求め次に、家屋の経過年数に依る減価償却、損耗の程度に依る減額（何れも再建築費の二割を残す）並に所在地域の状況に依る増減、床面積の広狭に依る減額、利用価値等を考慮して尤も合理的に評価致しました。

尚地区別の坪当り平均評価価格の結果は次の通りであります

区分	坪当り平均評価価格	区分	坪当り平均評価価格
勝山	四、六四〇円	北谷	二、六六〇
平泉寺	一、八八〇	野向	一、八二〇
村岡	二、六六〇		
北郷	二、一〇〇		
鹿谷	二、〇〇〇		
遅羽	二、五五〇		
市平均	三、三二〇		

二、評価改訂の理由

評価のまちまちをなおすため

合併時の旧町村の評価の状況は次の如く高低の差が甚だしく税の負担に不公平があらたのでこれを是正しつつある標準家屋を再建築費に依り算出する

昭和29年合併時の蕨町村の評価状況

区分	土地 (賃貸価格の 評価倍数)					家屋 坪当り 平均 評価 格
	田	畑	宅地	山林	原野其 他土地	
勝山	1.100	1.100	1.100	1.100	1.100	3.925
平泉等	1.100	1.100	1.100	1.100	1.100	1.133
村岡	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.196
北谷	1.100	1.100	1.100	1.100	1.100	1.196
野向	1.100	1.100	1.100	1.100	1.100	1.196
荒土	1.100	1.100	1.100	1.100	1.100	1.196
北郷	1.100	1.100	1.100	1.100	1.100	1.196
鹿谷	1.100	1.100	1.100	1.100	1.100	1.196
源羽	1.100	1.100	1.100	1.100	1.100	1.196

固定資産の価格

固定資産の価格は適正な時価であり、時価は極度に経済界の影響を受けるものであり、家屋賃借資産は時の経過により増減するもので価値は下がりますが、時価は物価指数、建築費指数等の経済界の影響を受けるので必ずしも増減と並行して下るものではないことを御瞭解願います。

昭和二十五年以降の物価指数、建築費指数、売買実例等の経済状況により自治庁長官が指示する全国平均の固定資産の価格の推移は次の通り年々上昇しています。

自治庁長官が示す年度別固定資産価格推移表

区分	田	畑	宅地	山林	原野	家屋
	(反当)	(反当)	(反当)	(反当)	(反当)	(反当)
昭和三年	15.26	5.54	5.96	3.30	1.64	3.82
二六	17.39	6.67	8.21	3.08	4.75	4.37
二七	21.69	7.60	8.33	2.94	4.44	4.39
二八	23.65	8.50	9.40	2.84	4.54	4.43
二九	27.83	10.64	11.33	2.66	5.5	4.95
三〇	33.06	13.15	15.91	2.75	8.26	6.64

北陸各市の状況

北陸各市の評価は県の指示価格に基き毎年評価の改訂を行い、県の指示価格に相当する価格、又はそれ以上の価格で評価を致しています。

勝山市のみ評価格並に税率共に最も低く常に県及び自治庁より厳重に注意されています。

県指示価格に対する各市の実際評価の割合は次の通りです。

県指示価格に対する実際評価の割合 (百分比)

区分	田	畑	宅地	山林	家屋	税率
勝山	110%	100%	100%	100%	100%	1.5%
大野	100%	100%	100%	100%	100%	1.7%
福井	100%	100%	100%	100%	100%	1.8%
武生	100%	100%	100%	100%	100%	1.6%
敦賀	100%	100%	100%	100%	100%	1.6%
小浜	100%	100%	100%	100%	100%	1.6%
小松	100%	100%	100%	100%	100%	1.5%
七尾	100%	100%	100%	100%	100%	1.5%
高岡	100%	100%	100%	100%	100%	1.5%
黒部	100%	100%	100%	100%	100%	1.6%
砺波	100%	100%	100%	100%	100%	1.5%

税務署、登記所の評価

昭和三十年年度並びに三十一年度の税務署、登記所及び市の評価倍数は次の通りであります。

官庁別賃貸価格の評価倍数表

官庁別	年度	田	畑	宅地	山林
勝山市	三〇	1.500	1.800	2.000	3.500
	三〇	1.700	2.100	2.500	4.000
県指示	三〇	1.750	2.180	2.500	4.400
	三〇	未定	未定	未定	未定
税務署	三〇	2.800	3.500	2.700	5.100
	三〇	3.100	3.900	3.000	5.200
登記所	三〇	3.000	3.000	5.000	10.000
	三〇	未定	未定	未定	未定

三、昭和31年度の評價

昭和三十一年度の固定資産の評価については、家屋は前年度の評価格を概ね据置くものとし、土地については昭和三十年年度の県指示価格に基き、賃貸価格に次の評価倍数を乗じて評価致しました。

地目別 評価倍数

- 田 一、七〇〇倍
- 畑 二、一〇〇倍
- 宅地 二、五〇〇倍
- 山林 四、四〇〇倍
- その他の土地 四、四〇〇倍

四 昭和32年度の評價

昭和三十二年年度の評價は、三十一年度の評価格を据置くこととなつていますが、以上で固定資産の評価方法とその改訂の理由のあらましを申上げましたが、決して町村合併

の為、評価を引上げ市民各位の税負担を増加したのではなく国の政策に基く事情等によつて評価を改訂せざるを得なかつた事情を篤と御諒解の上納税に御協力下さるようお願い致します。

第一回 中部九県優良造林コンクールに

団体の部 勝山市第二位に入選

— 造林こそ、市の発展には是非必要！ —

山には恵まれていている勝山市

昨年の五月、元北海道林野局長をしておられた伊藤さんに勝山市の市有林の現地診断をやつて貰いましたところ、「これは全国的にも指折りの山だ、地形もよいし土質もなか／＼りつばだ、その上杉松などにはこの気候も大体適している」と大讃げを捧げられ、大いに自信をもつて造林育成に力コブを入れることになりました。

そして全国に約四百余の市があります、この数ある市の中で市有林を二千八百町歩もつている市は当市のみといつていい位、**山もちの勝山市**として関係者からその山林行政に注目されていきます。そしてこれからの**造林面積は約五百町歩**という、**ぼり大な数字を示しています。**

そこで市の造林事業は、この恵まれた山林を緑化し、將來市の

有力な財源とするため、勝山市基本財産造成事業とめい打つて、今年からこのため特別会計を設定して貳百七十万円を計上し**昨年**にひき続いて約**八万五千本**（この中一万五千本は補植）を約四十町歩の市有林に植林することになりました。

又みなさんもよく御承知のように、植林した後の管理がなか／＼厄介なのでその校打、下刈等を今年約八十五町歩それからこれだけの数を毎年植林をやることになりましたと、これに要する苗木を購入しては経費の面から或はその土地に合った植樹ができないので挿苗二万本、種苗育成四万本をつくることになりました。

このように濟々と市の造林事業は進んでおり、**山なみめぐる勝山市の將來の盛栄こそ大したもの**ではありますように

火の用心！！

火事なし運動に御協力を

尊い財産を灰にしなさいで下さい

先号の広報で昭和三十年において一日平均一万二千円が灰になるといふ記事を読まれた一市民から
それなら今年こそこの勝山市から失火による損害をなくしましょう

と力説されたお手紙が係に届きました。そして、それは
夫婦仲ならやいてもよいが、焼いちやいやいけない家と敬

という結びの名句を添えたものでした。これをみた消防係員一同は大いに感激して是非その人を知りたいといふのですが、お名前は勿論、住所もわかりません、市内にお出になつたら一度市役所までお出下さい。お礼の申し上げます。

さて皆さん、火の用心という言葉程誰でも知つている割合に案外忘れ勝ちな警語はありません。**特にこの四月は一番火事の多**

空海陸集募官衛自

約10,000名

◇資格	中卒程度	満18才以上	25才未満
◇受付期間	3月20日から	4月16日	
◇試験場所	4月25日から	5月7日	の間
◇その他	第1次以後も	引き続き	願者は受

受けまはすから応募される方は市役所総務課又は各支所へお出下さい。

い月でありますから余程注意して頂きたいものです。御承知の様にボカボカとする春日和が続きますと、物がよく乾燥し、又人の注意も散漫になり勝ち、その上雪囲いや留守が多くなるので一丸となつて**火の用心に心掛**けて下さい

左の名句のかえしにある人は

火事を出しては 先祖にすまぬ

隣近所になおすまぬ
とよんでいます。皆さん火消登、取戻塵突、こたつやいろいろ等の火の元にもう一度充分注意をはらつて下さい。

山火事にも

一段の注意を

是非

計量器の定期検査を受けて下さい

今般(福井県告示第九十四号)に拠り勝山市全地区にわたり昭和三十一年度計量器の定期検査が左記の通り実施されますから業種を問わずあらゆる取引上又は証明上に使用する計量器は必ず受検下さいませ御知らせ致します。

一、検査日時及検査場所

月 日	実施区域	実施場所
四月十九日	北郷町	北郷町
二十日	鹿谷町	鹿谷町
二十一日	荒土町	荒土町
二十三日	野向町	野向町
二十四日	村岡町	村岡町
二十五日	北谷町	北谷町
二十六日	上元、中後、上長、下元、立石、川、郡、上、下、田、区、元、渡、野、瀬、下、長、洲、富、田、元、渡、野、瀬	市役所
二十七日	出張検査	出張検査
二十八日	出張検査	出張検査
三十日	遅羽町 珍千代田	各支所
五月一日	平泉寺町	各支所

二、受検すべき器物

- イ、長さ計(縮尺、伸尺を除く)
- ロ、ます、ますかけ(がらす製、陶磁器製、化学用体積計を除く)
- ハ、はかり(精密天びん、極微天びんを除く)
- ニ、織度計

三、受検上の注意

- イ、器物は出来るだけ清掃して提出すること
- ロ、台はかり等の場合、塵、ほこりが油で固着しているため、はかりの働きが不十分になることが多い。
- ハ、自分勝手に不合格となる事を予想して受検しない様な事のない様に。

四、器物の所在地で受検される場合について

計量器が何れかで運搬困難のため、土

地建物その他の工作物に取りつけてあるもの、性質上運搬することによつて破損又は精度がおちる傾のあるもの又は器物が多い場合、検査設備及び基準器を備えている場合等は市役所へ申出て所定の手続をとつて所在地で受検出来すから右に該当する方は期日までに市商工課へ手続下さい。

五、定期検査に代る検査について

事故その他正当な理由で検査期間中に本検査を受けられない場合は、前もつて左記により本検査を受けなければなりません。

イ、検査申請書「収入印紙(検査手数料) 添付」を県庁内計量検査所へ提出すること。

ロ、この場合検査手数料と検査のため必要する費用を負担しなければなりません。

六、罰則について

使用者で本検査を受けないと脱検者として摘発されます。この場合の罰則は最高六ヶ月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金又はこれを併科されます。

家を建てるには

住宅金融公庫の御利用を

建築着工届の提出を

新しく家を建てられる方(併用住宅でもよい)は一定の資格なり、規定に該当する限り、住宅金融公庫から低い利率で融資をして貰つて建築基準法になつた立派な家を建てる事ができます。その手続は

- 1 申込の受付期間
四月五日から四月十八日まで
- 2 申込の区分
A 前に申込された実績のある人(抽せん率が高い)
- イ、住宅部分の中十二坪以下
- ロ、住宅部分の中十二坪以上十五坪以下
- ハ、簡易耐火構造住宅十五坪二十坪
- B 新規申込のもの
- 前記Aのイロハに同じ
- 3 選考及抽せん
申込され選考及び抽せんにより四月下旬頃決定し、当選者に通知します。
- 4 貸付金の限度
住宅、土地は七割五分
簡易耐火構造には八割五分
- 5 融資対象の地区
旧勝山町と旧村岡村
- 6 その他
申込用紙は福井銀行勝山支店にあります

す、その節詳しいことには定かたらず、ね下さい。土木出張所に問合せられても結構です。

北郷、荒土、北谷、平泉寺地区の特殊建築物はすべて確認申請を要しますがその他の地区においても一般住宅、倉庫、店舗につきましても着工届をしなければならぬことになってますから御注意下さい。若し無届ですると罰則が課せられます。

コーヒ園で働く

ブラジル

移民はいかが

毎月募集

人口過剰による海外移民は現下における最も重要な政策の一つであり福井県におきましても優秀な移民者を選出し海外発展の礎を築く為毎月募集致すことになりましたので何卒右趣旨を御諒解の上飛躍的發展を海外に求めむ希望者を左記により募集致し志士から進んで応募下さるようお願いいたします。

募集要領

- 一、募集世帯数 四〇〇世帯 募集人員 二、〇〇〇人
- 二、移民者の資格
 - 1 農業者であること。
 - 2 労働意欲が旺盛あること。
 - 3 年令は満十五才以上五〇才未満の健全手で三人以上の世帯である事
 - 4 犯罪歴はすべて身体強健且つ病氣及び肉体的欠陥のないこと。
 - 5 思想健全であること。
 - 6 犯罪その他反社会的行為をしたことのないもの。
 - 7 ブラジル国に永住する目的者であること。
 - 8 携行資金として概ね一万円乃至三万円以上用意出来ること。
- 三、就労条件
雇傭契約期間は義務年限で概ね三年乃至四年である。
- 四、提出書類
 - イ 移住申込書
 - ロ 履歴書
 - ハ 戸籍簿又は抄本
 - ニ 身体検査(各員別)
 - ホ 写真
- 五、提出期日
毎月二十日までに県農地開拓課に提出する。

その他詳しい事は市役所農務課にお聞き下さい。(農務課)